

支 払 基 金

令和 2 年 11 月 30 日

特定器材マスターの改定について

今般、令和 2 年 11 月 30 日付け厚生労働省告示第 370 号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和 2 年 12 月 1 日であることから、令和 2 年 11 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

- 1 新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：10 コード）
- 2 特定器材名称の変更（変更区分「5」：1 コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和2年12月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	057	710011109	人工股関節用材（骨盤側材料・ライナー・特殊型・表面特殊加工付き）	1	76,100	3		新設		
02	087	710011110	植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減・16極以上・自動調整付き）	1	1,800,000	3		新設		
02	133	710010883	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（動脈内留置型）	1	1,420,000	5	漢字名称	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（動脈内留置型）	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム	
							基本漢字名称	血管内手術用カテーテル・脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム・動脈内留置型	血管内手術用カテーテル・脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム	
02	133	710011111	脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム（瘤内留置型）	1	1,530,000	3		新設		
02	208	710011112	耳管用補綴材	1	43,500	3		新設		
08	015	710011113	人工鼻材料（人工鼻・標準型）	1	492	3		新設		
08	015	710011114	人工鼻材料（人工鼻・特殊型）	1	1,000	3		新設		
08	015	710011115	人工鼻材料（接続用材料・シール型）	1	675	3		新設		
08	015	710011116	人工鼻材料（接続用材料・チューブ型）	1	17,800	3		新設		
08	015	710011117	人工鼻材料（接続用材料・ボタン型）	1	22,100	3		新設		
08	015	710011118	人工鼻材料（呼気弁）	1	51,100	3		新設		